

## 社会福祉法人若萌会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若萌会（以下、「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下、「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等（職員に準じる勤務形態の者）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 賞与については、別表第2に定める額

(3) 退職手当については、(独)福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度の基準に従った額

(4) 通勤手当については、職員給与規程第24条の規定に準ずる額

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第3に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のために出張したときは、旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

### (費用弁償)

第5条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、別表第4に従い費用を弁償する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬及び費用弁償は、別表第5の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第4条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後に(独)福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度の支給時期により支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に端数処理が必要となった場合は、職員給与規程第34条に準じる。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月9日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 30万円
理事	月額 20万円

別表2（常勤役員等の賞与）

7月の賞与	報酬月額×2か月分
12月の賞与	報酬月額×3ヶ月分

別表3（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

報酬事由	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

（2）理事

報酬事由	日額
理事会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

（3）監事

報酬事由	日額
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

別表4

（1）理事会及び評議員会等に参加した場合の費用弁償

東松山市内	支給しない
その他	3,000円

（2）監事が、監査を実施した場合の費用弁償

東松山市内	支給しない
その他	3,000円

別表5（職員給与との併給）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は、支給しないものとする。